

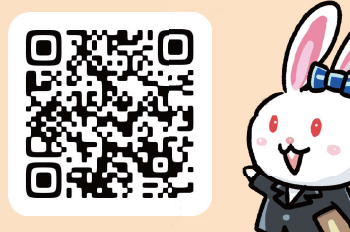


# 南柏リビング通信

2024年  
10月号  
vol.19

発行元：(株)南柏リビング 所在地：千葉県流山市加 5-1700-1  
TEL:04-7197-4519 E-mail:info@minamikashiwa-living.co.jp

みなさんこんにちは。代表の川村です。私、素人ながら平成29年からYouTubeに動画をアップしています。会社紹介、物件紹介の他、将棋の定跡、四コマ漫画やゲームの実況など、誰がこれを見るんだろうと思いつつ、本当に気ままにやっています。数年前、チャンネル登録者数が1000名を超え、ユーチューバーになりました。自称ユーチューバーではなく、公称です(笑)。なぜ公称と言えるのかといいますと、実はユーチューバーになると、YouTubeから直接連絡が来ます。別に秘密にしてくれと言われていないので、言うて良いと思いますが、YouTubeの執行役員から動画でメッセージが届きます。「おめでとう。君はユーチューバーだよ。」と何やら英語で話しているのですが、丁寧に日本語字幕も表示されます。たしか、1時間以上あったとおもいますが、注意事項や収益化の方法の他、ユーチューバーになったら使用できる特別のコンテンツなどの説明もありました。だいたい忘れてしまいましたが(笑)。そんな中、印象に残っているのは、アカデミック(専門性)を追究して欲しいとのメッセージです。おもしろ動画や、まとめ動画には限界がある、YouTubeが期待しているのは専門性なんだと熱心に話されていました。だから、と言う訳でもないのですが、最近、不動産お役立ち情報について、いろいろ動画をアップしています。随所にAIを活用した内容です。ご覧いただければ幸いです。



## 虎に翼 法律を考える

NHKの朝ドラ「虎に翼」、法律についてこれほど詳細に取り上げたドラマは初めてではないでしょうか。法律の多くの論点や問題点について警鐘を鳴らし、考えさせられた人も少なくなかったと思います。朝ドラ最終週では、尊属殺に関する昭和47年の最高裁判決が取り上げられました。この判決では、俳優松山ケンイチが演じる桂場最高裁判事が尊属殺を憲法第14条に違反し無効であると断じます。これは戦後、日本で初めて法律が違憲無効とされた瞬間でした。その前段として、昭和25年の最高裁判決では尊属殺が合憲とされていました。朝ドラでは、俳優の小林薫が演じる穂高先生が尊属殺は法の下での平等に反するとして反対意見を表明しますが、多数決で負けて合憲判決となるシーンが描かれています。このシーンは史実に基づいています。なぜ史実と分かるのか、それは、最高裁判決には、主文、理由、多数意見に加えて、少数意見、反対意見がすべて記載されているからです。ちなみに少数意見や反対意見も判決に記載することは裁判所法により定められています。そのため、当時の裁判官がどのように考え、どのような議論が行われたかも詳細に知ることができます。かつて最高裁の判決は、法学の専門知識がなくとも、高度な教育を受けていなくても、丁寧に読めば誰でも理解できる内容で記載されていました。これは当時の最高裁がすべての国民に対して裁判所の考えを伝えることが重要な役割であると信じていたからだと思います。例えば、昭和25年の尊属殺が合憲とされた判決において、少数意見を主張した真野毅裁判官は、尊属殺が法の下での平等にいかにか反しているかを説明するために手書きの図解を添付しています。また、反対意見を述べた穂積重遠裁判官は、道徳と法律の関係を明確にするためにナポレオン法典を引用しています。これらの点からも、当時の最高裁は、法律家だけでなく、一般国民にも話しかけていることが示されていると思われます。私が大学院生のときは、最高裁判例の全文は法学部図書館の地下深くで探さなければなりませんでした。現在では多くの最高裁判例がウェブ上で確認できるようになりました。ぜひ皆さんも一度お読みいただければ、先人たちの英知に驚かされることでしょう。私は、当時の最高裁判決を読むと、机を叩きながら激論している様子も聴こえてきそうな気がします。伊藤沙莉が演じる寅子は、「たとえ2人でも判決が覆らなくても、おかしいと声を上げた人の声は決して消えない。その声がいつか誰かの力になる日が来る」と語ります。この言葉どおり、22年後の昭和47年、尊属殺は普通殺と比較して量刑に著しい差があり、違憲無効と評決されます。さらに、その条項が刑法から削除されるまでには、さらに23年の歳月がかかりましたが、平成7年、確かに法律は改正されました。[法学修士(九州大学大学院) 川村 拓也]